みやぎ税務会計事務所通信

≪ 2019年3月 ≫



税務の話題

消費税特集①
あと7ヶ月で 8%→10%へ!準備・検討を始めましょう!

昨年12月に発表された「税制改正大綱」(事務所通信1月号にてご案内済み)にて、2019年10月1日より、消費税率は8%から10%とされることが明記されました。

「ただ2%上がるだけでしょ?」 — いえ、上がる"だけ"ではありません! 「うち、食品売ってないから関係ないよね!」 — いえ、今回の増税は皆さまに関係があります!

何度か延期されてきた消費税の増税。

今回も、「リーマンショック級の出来事がない限り…」という一言が付いてはいますが、 "備えあれば憂いなし"です!そろそろ、本格的なご準備をオススメいたします。

軽減税率対象品を"売る"事業者さまは...

「区分記載請求書等」(右図参照)を発行しなければなりません!

現行との変更点は、右図の下線部分です。

[軽減税率の対象であること]と[税率ごとに区分した額]の記載が 追加となります。

なお、取引の全てが軽減税率対象品の場合でも、その旨を 請求書に記載する必要があります。

一方、取引に軽減税率の対象となるものがない場合は、 「8% O円」といった表記は不要です。

《請求書の記載例》 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称 課税資産の譲渡等を行った年月日 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (軽減対象資産の譲渡等である旨) 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡 等の対価の額(税込み) ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 △△商事業 ※ 平成XX年11月30日 11/1 牛肉 巖 10.800円 2.200円 10%対象 88,000

国税庁「平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から 消費税の軽減税率制度が実施されます」(チラシ) (平成 30 年 7 月)より抜粋

軽減税率対象品を"買う"事業者さまは...

請求書や領収書の記載内容を確認しなければなりません!



日本商工会議所 小冊子 「中小企業のための消費税軽減税率制度導入と 消費税転嫁対策」より抜粋

○○スー/ TEL 03-○○○		
領収書 2020年4月1日		現
*ベ ー コン	¥250	
*ネギ	¥100	
* ヤマイモ	¥300	
ワイン	¥750	
8%合計	¥650	
消費税	¥52	
10%合計	¥750	
消費税	¥75	
合計	¥1.527	2012
	1 1,527) FI

来客用などのため、事務所に常備する飲料や、 現場への差し入れをはじめとした贈答用の飲食料品…。 いつも当たり前のように購入していませんか。

それらも当然「軽減税率対象品」、消費税率は8%です! 2019年10月1日以降に購入する品物については、 消費税率が「10%」のものと「8%」のものとに分けて経理処理を する必要があります。

領収書も、上図↑のように記載されていることが必要です。(記載がない場合は追記することになります。)

日々受け取る領収書、「何となく」お財布から出して処理していませんか。

消費税の増税に伴い軽減税率が導入されると、今後はより一層、「何となく」では正しい経理処理が行えなくなります。それは、正しい消費税額が計算(申告)できないことに繋がります。

従業員の方も含めて、「"経費"にも意識を向けていただく機会」にしていただきたいと思います。